

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称 令和8年度第4回美里町情報公開・個人情報保護審査会
- 2 開催日時 令和8年6月25日（木）午前10時30分から午前10時55分
まで
- 3 開催場所 美里町役場本庁舎3階会議室
- 4 会議に出席した者
 - （1）委員 佐々木豊会長、佐藤吉則委員、鈴木絢子委員
 - （2）事務局 相澤町長 総務課佐野課長、高橋係長
- 5 議題及び会議の公開・非公開の別
 - （1）会長及び職務代理者の選出について 公開
 - （2）美里町の情報公開及び個人情報保護の現況について 公開
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の人数 なし
- 8 会議資料
美里町の情報公開及び個人情報保護の現況について
- 9 会議の概要
 - （1）会長及び職務代理者の選出について
会長は佐々木委員、職務代理者は佐藤委員とする。
 - （2）美里町の情報公開及び個人情報保護の現況について
美里町の情報公開制度及び個人情報の取扱いに係る経過、美里町情報公開・個人情報保護審査会の所管事項及び近年の開示請求等の実績について資料に基づき説明した。

【発言内容の記録】

○佐野課長

皆さんお揃いですので、美里町情報公開・個人情報保護審査会を開催させていただきます。

開会に先立ちまして、委員に就任いただきました委員の皆様に委嘱状を交付いたします。お1人ずつお名前をお呼びいたしますので、その場にご起立願います。

(町長から委嘱状を交付)

○佐野課長

それでは、美里町情報公開・個人情報保護審査会を開催させていただきます。はじめに、相澤町長からご挨拶申し上げます。

○相澤町長

どうも皆さん、おはようございます。今日は情報公開・個人情報保護審査会委員ということで、先ほどお引き受けをいただきましてありがとうございました。これからもどうぞよろしくお願いを申し上げます。

今、美里町でも熊騒ぎをしておりますけれども、まあ熊の出没は無くなったんですけれども、たった今、北浦小学校の裏の河川敷でイノシシが今度出たということで、非常に子供たち、特に子供の学校の近くですから、子供に被害がないようにしっかりと対応して参りたいと思います。

本当にそういうふうな中でございますけども、本日は情報公開・個人情報保護審査会ということで、本当に皆様方には公私ともに大変お忙しい中お集まりをいただきまして、感謝申し上げます。また常日頃より本町の行政運営に対しまして、特段のご理解とご協力をいただいておりますことに、改めて感謝を申し上げるところでございます。今日は皆様方には委嘱をお引き受けいただきまして、本当に大変心強く思っているところでございます。

本審査会のご案内の通り、情報公開や個人情報の開示請求等に係る町民の権利救済を図るとともに、町の個人情報の取扱いの適正化を図り、個人の権利利益を保護するという、極めて重要な任務を担う機関でございます。

このうち、情報公開につきましては、近年、行政文書の開示請求が増加傾向にございます。昨年度は町に対する行政文書開示請求件数が63件あり、これまでの請求件数と比べて突出して多い件数となっております。それだけ町行政に対する関心が高いものだと思っておりますけれども、同時に情報公開や個人情報保護に関するトラブルが発生する可能性も高くなってきていると思っているところでございます。

昨年度は情報公開と個人情報保護の審査請求がそれぞれ1件あり、情報公開の方は6年ぶり、個人情報保護については、初めての審査請求でした。委員の皆様には、4月、5月に慎重に審議をいただき、答申をいただいたところでございます。今後同様の諮問案件が発生した際には、皆様のお力添えをいただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

簡単でございますけれども挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○佐野課長

それでは議事に入る前に担当いたします事務局の職員を紹介させていただきます。最初に私、総務課長を担当しております、佐野と申します。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、総務課文書法令係長の高橋でございます。

○高橋係長

高橋です。よろしくお願いいたします

○佐野課長

本日ににつきましては、初回の会議でございますから、各委員の自己紹介、本来であればいただくところでございますが、従前の審議会と同じ委員構成で、皆様ご存知のことと思いますので、割愛をさせていただきます。

それでは次第の3番目、議事に入ります。会長の選出を行う必要がございますが、選出までの間、町長が仮議長を務めさせていただきます、会議を進行して参ります。

なお、審査請求に係る審議会の会議につきましては、非公開となりますが、それ以外の案件につきましては、情報公開条例で規定いたします附属機関の会議の公開の原則に立ち返り、公開することとなります。本日の会議では、審査請求の案件を扱いませんので、会議につきまして公開することとなりますので、よろしくお願い申し上げます。それでは町長とお願いいたします。

○相澤町長

それでは、暫時私が進めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議事の1番目、会長及び職務代理者の選出でございます。会長の選出については、美里町情報公開・個人情報保護審査会条例第5条に規定されており、第1項には、互選によって会長を選出することが規定されております。また会長は、会務を総理し、委員会を代表すること、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が職務を代理すると規定してございます。

お諮りをいたします。互選とありますけれども、どのような形で選出したらいいか。自薦、他薦ございませんでしょうか。はいどうぞ。

○佐藤委員

はい。会長につきましては、前回会長をしていただきました。佐々木さんをお願いしたら良いんじゃないかと考えますので、よろしくお願いします。

○相澤町長

はい。今佐藤委員から、前回会長しております、佐々木さんでよろしいのではないかと
いうご推薦がございましたけれども、そのような形でよろしいですか、皆さんにお諮りを
いたします。

（「異議なし」の声あり）

○相澤町長

はい。どうもありがとうございます。では、佐々木委員とのことでございますので、よ
ろしく、会長就任をお願いすることといたします。会長が選出されたことから、私の議長
はここまでといたします。議事について佐々木会長、よろしくお願いを申し上げます。

○佐野課長員

それでは町長につきまして、別の公務がございますので、ここで退席をします。

○相澤町長

では、よろしくお願いいたします。

（町長退席）

○佐野課長

それでは、会長お願いいたします。

○佐々木会長

はい。改めまして皆さん、こんにちは。ただいま会長に選任されました佐々木でござい
ます。引き続きということでございますので、どうぞ皆さんよろしくお願いいたします。

それでは議事を進めて参りますが、会長の職務代理者ですが会長が指名ということですが、私の方から指名させていただきたいと思います。前回同様、佐藤さんのほうをお願い
したいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

はい。それでは議事を進めて参りますが、ここで会議録署名委員及び会議録書記を選出いたします。会議録署名委員につきましては佐藤委員と鈴木委員のお二人にお願いいたします。それから、会議録の書記については事務局職員ということですのでよろしくお願いいたします。

それでは議事の２番目に入ります。２番目の美里町の情報公開及び個人情報保護の運用状況についてでございます。それでは事務局の方から説明をお願いいたします。

○高橋係長

はい。それでは私から美里町の情報公開及び個人情報保護の運用状況についてご説明申し上げます。左上に括弧書きで資料と記載したＡ４横の資料をお手元にご準備いただきたいと思います。

まず上段に過去１０年の行政文書開示請求とその審査請求の件数を、下段に保有個人情報の開示請求等、その審査請求の件数を記載しております。資料上段の行政文書開示請求については、記載の通りでございますけれども、令和７年度は６３件の請求がありました。一番右のＲ７の下から２番目、開示請求合計の６３件というところでございます。件数は近年増加傾向にございますけれども、昨年度に関しては突出した数となっております。審査請求については何年かに一度あるという程度でしたけれども、昨年は１件請求がございました。

資料下段の保有個人情報開示請求等については、毎年１から３件程度の実績となっております、昨年は２件の請求がございました。審査請求については、これまで旧個人情報保護条例施行後の過去１４年間１度も請求がありませんでしたけれども、昨年度は１件請求がございました。訂正請求や利用停止請求は実績がない状況となっております。

続いて１枚めくっていただきまして、次の資料をご覧ください。令和７年度行政文書開示請求処理簿でございます。請求者については個人情報でもございますので、個人又は法人とだけ記載しております。両面三枚分ございますが、件数といたしましては個人が１６件、法人が４７件となります。ページの一番左にナンバーとありますが、下の方のナンバー７をご覧ください。すぐ右のところ、枝番の欄ですが、１と２がございます。これは１件の請求に対して一部を開示、一部を不存在というように、複数の種類の決定することがあり、その場合に枝番を用いて表記しております。請求内容については記載の通りとなっておりますが、近年の傾向として、民間企業から工事契約の設計額についての開示請求があるなど、企業活動に用いられるものと想定されるような開示請求が増加している傾向にございます。

最後に資料の最後のページをご覧ください。令和７年度保有個人情報開示請求処理簿でございます。請求件数は２件となっております。ナンバー２についてはですね枝番が３番までありますが、１件の請求に対し開示、不開示、不存在の決定を行ったものでございます。

以上、美里町の情報公開及び個人情報保護の運用状況についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐々木会長

はい。ありがとうございます。ただいま事務局の方から説明がございましたが、この説明について何かご質問等ございませんでしょうか。

建設関係が随分多いんですけども、前はやはり、あまりはなかったんですか。

○高橋係長

昨年度までの請求件数については、6、7割程度がもしかしたら建設工事関係の設計とかに関する開示請求だったかと思いますが、やはり近年そういった開示請求が増えているというのが実情としてございます。

以上でございます。

○佐々木会長

ありがとうございます。

皆さん、御覧になっていただいて、何がございいますか。

○鈴木委員

ちょっとよろしいですか。これ結構開示請求があって、特にナンバー14の人事異動の資料とか、条例の資料とか、広報みさとの全PDF情報とか、結構紙で出すとなると、ちょっと膨大になるんじゃないかと思うんですけど、これってやっぱり紙で全部開示したんですかね。

○高橋係長

はい、それではお答えいたします。ナンバー14に関しては、請求者のリクエストもございまして、電子データ、PDFデータに関してはそのままDVD-ROMを持ってきていただいて、こちらの方にデータを入れてお渡ししたというところでございました。以上でございます。

○佐藤委員

直接これと関係ないんですけども、人事異動の関係で、ここ2年ほど広報にも発表していませんよね。あれは何かこう情報関係であったんですか。

○高橋係長

はい、それではお答えいたします。流れとしては、いろんな観点があったんですけども、一つはカスタマーハラスメント対策ということで、やはり特定の個人を追跡して、恨

みを持たれてしまったりとかっていうことは、ないわけではないし、なおさら本町に関しては人事異動の範囲がそこまで広くないというところもあってですね、そういった背景で、人事異動に関しての掲載を見送っているというところが実情としてございます。

もう一つ、この5月13日時点では情報公開条例上、職員のお名前に関しては個人情報として取り扱っていなかったのですが、一方で個人情報保護法上は職員の名前については、個人情報として取り扱うというふうに、若干その情報公開条例と個人情報保護法の相違があったというところがございます。それを踏まえて、令和7年の6月の議会でこの条例の改正をして、情報公開条例上も職員の個人名に関しては個人情報として取り扱い、開示する対象から除くということで、改正させてもらった経過があったので、ちょっとその過渡期にこういった請求がきたために人事異動情報に関しても開示したということが実例としてございます。

今同じような開示請求が来ると、部分開示ないし不開示になるといったところが実態としてございます。以上です。

○佐藤委員

ちょっと今の関係なんですけど、結局町民にもいろんな職員とか管理職の場所、課長、課の代表の人がわからないっていう状況ですよ。そうすると、もし住民がその際に行って、課長が、管理職がどういう人なのか、座ってばあれかもしれないですけども、それもわからない。誰に相談したらいいかっていうと、ちょっと住民からすれば、ある程度何て言うんですか、相談する、何をするにしても、顔が見えるっていうのも安心感があるんですけども、そういうのが大分なくなってくると、そういうので本当にいいのかなと思うんです。そういう関係も議論になったんだろうと思うんですけども、それも含めてどういう流れでですね、そういう出さないようになったのかと。例えば、その課の一般の職員は出せなくとも管理職はどうとかこうとかあると思うんですけど、その個人情報範囲内とあと業務のその区分けをどう考えてやったのかということをちょっとお聞きしたいんですけども。

○高橋係長

まずその管理職に関しては、広報みさとお知らせしてなかったかと思うんですが、その前に河北新報なりで人事異動情報が掲載されたということもございまして、ある程度こちらの方でカバーできたかというところでは考えております。ですので、そのカスタマーハラスメントという観点もあるんですけども、ある程度やはりその管理職レベルになると、情報も公開していく必要があるかなというところはあるかと思うんですが、広報みさに限っていうと、そういったものも含めて、一旦掲載を見送ったというのが経過として、なおさらその新聞報道がされるっていうことも踏まえて、掲載を見送ったという経過がございます。佐藤委員さんおっしゃる通りですね、職員も一律横並びじゃなく、ある程度役職、

特に管理職となると、公開する必要性が高まっていく部分があるということはその通りかと思いますが、まだその運用もそこまで定まりきっているわけではないですので、今後の参考意見として受け止めさせていただければと思います。ありがとうございます。

○佐藤委員

皆さん河北新報をとっているわけではないと思うので、そうすると片方に知られる、片方に知られないということになっちゃうので、その辺ももう少し今後その回答なんかも考えながら対応していただければと思います。

○高橋係長

広報に関しては積極的に公開するっていうところで、出さないっていうところがあるんですけども、消極的な問い合わせに対して対応しないというわけでは管理職に限ってはないということもございますので、その辺を今いただいた意見を踏まえながらですね、今後参考にさせていただければと思います。ありがとうございます。

○鈴木委員

今年度は同じぐらいの感じで開示請求が来てるんですかね。

○高橋係長

はい。現状、今の段階でまだ4件に止まっているというところもありますので、昨年の同時期と比べると少なくなっているかなというところがございます。昨年は同じ工事に対していくつかの業者から開示請求があったというところもございましたので、ちょっと一概には言えないところがあるんですけども、現段階では昨年よりは少ない件数になっているというところです。

○佐藤委員

積極的な開示って建設工事関係ってのはやってないんだっけ。

○佐野課長

まだやっていないです。

○佐藤委員

やっていないの。そういうことをある程度やれば、こういうケースも少なくなってくるのもあるのか、その辺の兼ね合いもやっぱり、まあ前回ちょっとうちの方も2人で出させてもらったんだけど、結局業務量が増えてきちゃうので、それをこれはやる、ここからここはやるんだよと決めてしまえば、こなくなっちゃってやるし、そういうふうなすることに

よってシステム自体もやっぱり情報公開の精度も良くなるし、あとその都度その都度考えるのではなくて。そうすると担当の方でも、これはここに入ってからやるんだ。いや、こっちはやらないんだということで、それでもなお来た場合には対応すればいいんですけども。そういうシステムの的なもので、区別して対応していってもらえればと思いますね。

○高橋係長

はい。ただいまおっしゃる通りですね、情報公開コーナーとか或いはホームページ等に公開している情報に関しては、基本的にこの開示請求制度の対象外としていて、公開しているほうを見てくださいというふうに運用させてもらってるところでもございますので、あらかじめ設計図書なんかに関しては、公開するという手法もあるんでしょうけれども、ちょっとそこはその設計図書の件数と開示請求の件数なんかも比較しながら、どちらの方がより効率的なのかとか、そういったところを考えながらですね、ちょっと今後制度設計していきたいと思います。ありがとうございます。

○佐々木会長

そのほかございませんでしょうか。各委員の御意見等もぜひ参考にさせていただければというふうに思います。

あとはよろしいですか。はい。それでは議事としては以上でございます。

そのほか何かございませんでしょうか。それでは以上で本日の会議を終了いたします。皆さん、大変御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和 8 年 月 日

委 員 _____

委 員 _____